



# 和歌山市公報

令和4年（2022年）4月15日  
第1725号

発行所 和歌山市役所  
発行日 毎月 1日 15日

## 目次

### 【告示】

番号		ページ
148	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 2
149	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 2
150	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 2
151	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 3
152	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 4
153	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 4
154	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可の申請の概要	(環境政策課) 5
155	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請の概要	(環境政策課) 7
156	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 10
157	地縁による団体の認可	(自治振興課) 10
158	公示送達（令和3年度市民税県民税納税通知書）	(市民税課) 11
159	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 11
160	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 11
161	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 11
162	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 12
163	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 12
164	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 12
165	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 12
166	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	(指導監査課) 13
167	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	(指導監査課) 13
168	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	(指導監査課) 14
169	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業の廃止の届出	(障害者支援課) 14
170	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害者支援施設からの辞退の届出	(障害者支援課) 15
171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害者支援課) 16
172	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障害者支援課) 17
173	国土調査法の規定による地籍調査の実施	(地籍調査課) 17

### 【公告】

○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 18
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 18
○	開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 18

- 道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課） 18
- 和歌山市自動車臨時運行許可条例の規定による自動車臨時運行許可番号標の失効（市民税課） 19
- 開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課） 19

### 【 選挙管理委員会告示 】

- 9 選挙管理委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（選挙管理委員会事務局） 19

### 【 教育委員会告示 】

- 6 教育委員会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（教育政策課） 20

### 【 農業委員会公告 】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 20
- 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 20

### 【 企業局告示 】

- 12 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課） 21
- 13 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（企業総務課） 21

## 【 告 示 】

#### 和歌山市告示第148号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月7日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
松江第18区自治会	代表者の氏名及び住所	堺 多恵子 和歌山市松江北4-7-29	片山博章 和歌山市松江北4-7-6	令和4年4月1日

（令和4年4月7日揭示済）

#### 和歌山市告示第149号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月7日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
禰宜自治会	代表者の氏名及び住所	三田純久 和歌山市禰宜454	四宮壽和 和歌山市禰宜26-4	令和4年4月1日

（令和4年4月7日揭示済）

#### 和歌山市告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年4月7日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長 (m)	幅員 (m)
37-61	紀伊61号線	和歌山市北野29番9地先 ～ 和歌山市北野29番3地先	旧	66.5	2.30 ～ 5.10
			新	66.5	5.70 ～ 6.00

(令和4年4月7日掲示済)

## 和歌山市告示第151号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年4月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月19日及び同月28日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月24日
J R六十谷駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月28日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月22日
南海和歌山大学駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和4年3月22日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年4月7日揭示済)

**和歌山市告示第152号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年4月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、汀公園、水軒堤防公園、大新公園及び湊紺屋町緑地	令和4年3月17日、同月22日、同月23日、同月25日、同月29日及び同月30日

## 2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

## 3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

## 4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

## 5 返還できる日時等

## (1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

## (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

## (3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

## 6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年4月7日揭示済)

**和歌山市告示第153号**

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年4月7日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年4月8日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年12月4日及び同月13日	令和3年12月23日
J R和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年12月9日	令和3年12月23日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和3年12月7日	令和3年12月23日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場	令和3年12月2日及び同月8日	令和3年12月23日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

(令和4年4月7日掲示済)

### 和歌山市告示第154号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月12日

和歌山市長 尾花正啓

1 申請の概要

(1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

笠野興産株式会社

和歌山市井ノ口550番地の1

代表取締役 笠野 晃

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

笠野興産株式会社

和歌山市井ノ口550番地の1

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第74号に掲げる共同排水処理施設

(4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設1基を設置する。別表第1のとおり

(5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2及び別表第3のとおり

(6) 排出水の汚染状態及び量

別表第4のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年4月12日から同年5月3日まで

## (2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
施設名	No.1（排水処理施設）		
特定施設番号及び名称	第74号 共同排水処理施設		
主要寸法（mm）	調整槽 9.0×10.0×4.2 m 曝気槽 9.0×10.0×4.2 m 沈殿槽 7.5×7.5×3.0 m		
能力	最大 600 m <sup>3</sup> /日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後1か月		
使用開始予定年月日	完成後		
1日当たりの使用時間	連続24時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
汚水等の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大
		pH	7.0
	BOD (mg/L)	50	50
	COD (mg/L)	41	68
	SS (mg/L)	50	50
	n-Hex (mg/L)	0.5以下	0.5以下
	T-N (mg/L)	11	22
	T-P (mg/L)	0.2	1.2
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	通常		最大
	262		376
備考	汚泥 5,000kg 外部業者に処理委託		

別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	変更前				変更後				
施設名	No.1 排水処理施設				同左				
主要寸法	調整槽 9.0×10.0×4.2 m 曝気槽 9.0×10.0×4.2 m 沈殿槽 7.5×7.5×3.0 m				同左				
能力	最大 600 m <sup>3</sup> /日				同左				
処理の方式	生物処理				同左				
1日当たりの使用時間	連続24時間				同左				
使用の季節的変動の有無	なし				同左				
汚水等の汚染状態	項目 \ 区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4.5~ 6.5	7.0	4.5~ 6.5	7.0	4.5~ 6.5	7.0	4.5~ 6.5	7.0
	BOD (mg/L)	500	50	500	50	500	50	500	50
	COD (mg/L)	350	30	900	50	480	41	1150	68
	n-Hex (mg/L)	50	50	50	50	50	50	50	50

	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
T-N (mg/L)	7.0	1.5	8.0	3.0	52	11	59	22
T-P (mg/L)	0.6	0.1	1.0	0.6	1.2	0.2	1.5	1.2
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	250	250	350	350	262	262	376	376

別表第3 汚水等の処理に関する事項

区分	変更なし				
施設名	No.2 凝集沈殿装置				
主要寸法	凝集処理槽 700×1,400×1,100 mm 沈殿槽 Φ2,000×3,030 mm				
能力	最大 25 m <sup>3</sup> /日				
処理の方式	凝集沈殿				
1日当たりの使用時間	連続 10 時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	項目 \ 区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	—	6.3	—	7.0
	BOD (mg/L)	—	600	—	750
	COD (mg/L)	—	460	—	550
	SS (mg/L)	—	8.0	—	10
	n-Hex (mg/L)	—	30	—	36
	T-N (mg/L)	—	58	—	70
	T-P (mg/L)	—	7.0	—	8.5
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	—	20	—	25	

別表第4 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目 \ 区分	変更前		変更後	
		事業所最終排出口		事業所最終排出口	
		通常	最大	通常	最大
	pH	6.5~7.0	7.0	6.5~7.0	7.0
	BOD (mg/L)	18	24	18	24
	COD (mg/L)	12	26	15	33
	SS (mg/L)	16	21	16	21
	n-Hex (mg/L)	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下
T-N (mg/L)	4.0	8.0	6.9	14	
T-P (mg/L)	0.1	0.4	0.2	0.6	
排出水の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	846	986	859	1013	

(令和4年4月12日揭示済)

## 和歌山市告示第155号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月12日

和歌山市長 尾花正啓

## 1 申請の概要

## (1) 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

笠野興産株式会社

和歌山市井ノ口550番地の1

代表取締役 笠野 晃

## (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

笠野興産株式会社

和歌山市井ノ口550番地の1

## (3) 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第74号に掲げる共同排水処理施設

## (4) 特定施設に関する事項

新たに特定施設1基を設置する。別表第1のとおり

## (5) 汚水等の処理に関する事項

別表第2及び別表第3のとおり

## (6) 排出水の汚染状態及び量

別表第4のとおり

## 2 縦覧の期間及び場所

## (1) 期間

令和4年4月12日から同年5月3日まで

## (2) 場所

和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所6階 和歌山市市民環境局環境部環境政策課

## 別表第1 特定施設に関する事項

区分	新設		
施設名	No.1（排水処理施設）		
特定施設番号及び名称	第74号 共同排水処理施設		
主要寸法（mm）	調整槽 9.0×10.0×4.2 m 曝気槽 9.0×10.0×4.2 m 沈殿槽 7.5×7.5×3.0 m		
能力	最大600 m <sup>3</sup> /日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後1か月		
使用開始予定年月日	完成後		
1日当たりの使用時間	連続24時間		
使用の季節的変動の有無	なし		
汚水等の汚染状態	項目 \ 区分	通常	最大
		pH	7.0
	BOD（mg/L）	50	50
	COD（mg/L）	41	68
	SS（mg/L）	50	50
	n-Hex（mg/L）	0.5以下	0.5以下
	T-N（mg/L）	11	22
	T-P（mg/L）	0.2	1.2
汚水等の1日当たりの量（m <sup>3</sup> ）	262	376	



備考	汚泥 5,000kg 外部業者に処理委託
----	----------------------

別表第2 汚水等の処理に関する事項

区分	変更前		変更後						
施設名	No.1 排水処理施設		同左						
主要寸法	調整槽 9.0×10.0×4.2 m 曝気槽 9.0×10.0×4.2 m 沈殿槽 7.5×7.5×3.0 m		同左						
能力	最大 600 m <sup>3</sup> /日		同左						
処理の方式	生物処理		同左						
1日当たりの使用時間	連続 24 時間		同左						
使用の季節的変動の有無	なし		同左						
汚水等の汚染状態	項目 \ 区分	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	4.5～ 6.5	7.0	4.5～ 6.5	7.0	4.5～ 6.5	7.0	4.5～ 6.5	7.0
	BOD (mg/L)	500	50	500	50	500	50	500	50
	COD (mg/L)	350	30	900	50	480	41	1150	68
	SS (mg/L)	50	50	50	50	50	50	50	50
	n-Hex (mg/L)	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下
	T-N (mg/L)	7.0	1.5	8.0	3.0	52	11	59	22
	T-P (mg/L)	0.6	0.1	1.0	0.6	1.2	0.2	1.5	1.2
	汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	250	250	350	350	262	262	376	376

別表第3 汚水等の処理に関する事項

区分	変更なし				
施設名	No.2 凝集沈殿装置				
主要寸法	凝集処理槽 700×1,400×1,100 mm 沈殿槽 Φ2,000×3,030 mm				
能力	最大 25 m <sup>3</sup> /日				
処理の方式	凝集沈殿				
1日当たりの使用時間	連続 10 時間				
使用の季節的変動の有無	なし				
汚水等の汚染状態	項目 \ 区分	通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後
	pH	—	6.3	—	7.0
	BOD (mg/L)	—	600	—	750
	COD (mg/L)	—	460	—	550
	SS (mg/L)	—	8.0	—	10
	n-Hex (mg/L)	—	30	—	36
	T-N (mg/L)	—	58	—	70
T-P (mg/L)	—	7.0	—	8.5	
汚水等の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	—	20	—	25	

別表第4 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分 項目	変更前		変更後	
		事業所最終排出口		事業所最終排出口	
		通常	最大	通常	最大
	pH	6.5~7.0	7.0	6.5~7.0	7.0
	BOD (mg/L)	18	24	18	24
	COD (mg/L)	12	26	15	33
	SS (mg/L)	16	21	16	21
	n-Hex (mg/L)	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下
	T-N (mg/L)	4.0	8.0	6.9	14
	T-P (mg/L)	0.1	0.4	0.2	0.6
	排出水の1日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	846	986	859	1013

(令和4年4月12日揭示済)

**和歌山市告示第156号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月13日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山市山口地区平岡上自治会	代表者の氏名及び住所	瀧藤克也 和歌山市中筋日延189-3	森端一彦 和歌山市平岡289	令和4年4月3日

(令和4年4月13日揭示済)

**和歌山市告示第157号**

地縁による団体について地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月13日

和歌山市長 尾花正啓

1 名称 中松江自治会

2 規約に定める目的

以下に掲げる地域内の共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資する事を目的とする。

- (1) 市報、回覧板の配布等区域内住民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 町内を明るくする運動（防犯、防火、公害、環境、災害対策等）
- (5) 地区住民の協調の輪を広める活動
- (6) その他

3 区域 和歌山市松江中1丁目1番から松江中3丁目8番地まで。ただし、本会則の施行時、一部地区外の本会会員（現住所において松江東1丁目7番6号、松江東1丁目7番3号、松江東3丁目2番14号、松江東3丁目2番17号、松江東3丁目2番20号、松江東3丁目2番21号、松江東3丁目2番23号、松江東3丁目2番27号、松江東3丁目2番32号、松江東3丁目2番33号、松江東3丁目2番58号、松江東3丁目3番12号、松江東3丁目3番25号、松江東3丁目3番31号及び松江東3丁目3番40号）を含める。

4 主たる事務所の所在地 和歌山市松江中1丁目15番35号

5 代表者の氏名及び住所 川口敏夫

和歌山市松江中1丁目10番31号

6 裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無 なし

- 7 代理人の有無 なし  
 8 解散の有無 全会員の4分の3以上の同意による総会の議決により解散  
 9 認可年月日 令和4年4月13日

(令和4年4月13日揭示済)

**和歌山市告示第158号**

納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき納税通知書は、市民税課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

送達書類の名称 令和3年度市民税県民税納税通知書  
 (別紙省略)

(令和4年4月15日揭示済)

**和歌山市告示第159号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ウッドビレッジ川永自治会	代表者の氏名及び住所	大平雅子 和歌山市楠本72-28	中西浩一 和歌山市楠本72-101	令和4年3月6日
	主たる事務所の所在地	和歌山市楠本72-28	和歌山市楠本72-101	

(令和4年4月15日揭示済)

**和歌山市告示第160号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
和歌山市佃自治会	代表者の氏名及び住所	駿河重喜 和歌山市木ノ本67-15	橋本晃一 和歌山市木ノ本56-6	令和4年3月27日

(令和4年4月15日揭示済)

**和歌山市告示第161号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大淀自治会	代表者の氏名及び住所	土井美子 和歌山市狐島615-89	浦中博子 和歌山市狐島615-11	令和4年4月1日

(令和4年4月15日揭示済)

## 和歌山市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
大河内自治会	代表者の氏名及び住所	外畑拓哉 和歌山市大河内418-1	大河内尊文 和歌山市大河内727	令和4年4月1日

(令和4年4月15日揭示済)

## 和歌山市告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第85条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3070108463	株式会社ライフサポート	ライフサポート 和歌山市六十谷414番地1号	訪問介護	令和4年3月31日
3070100551	有限会社桜園	有限会社桜園 和歌山市紀三井寺437-1	居宅介護支援	令和4年3月31日
3070105857	株式会社雪うさぎ	ホームヘルパー雪うさぎ 和歌山市和佐関戸228-1	訪問介護	令和4年3月31日

(令和4年4月15日揭示済)

## 和歌山市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
3070110212	株式会社たいよう 和歌山市太田667番地の1 西林郁裕 和歌山市太田667番地の1	たいようの郷 和歌山市口須佐86番地の13	地域密着型通所介護	令和4年3月31日

(令和4年4月15日揭示済)

## 和歌山市告示第165号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
-----------	------------	-------------	---------	-------

30701 07895	有限会社バイオメ ディカルアキヅキ	ほすび小倉 和歌山市満屋127	短時間型通所サービス	令和4年3 月31日
30701 10212	株式会社たいよう	たいよしの郷 和歌山市口須佐86番地の 13	予防給付型通所サービス	令和4年3 月31日
30701 05857	株式会社雪うさぎ	ホームヘルパー雪うさぎ 和歌山市和佐関戸228- 1	予防給付型訪問サービス	令和4年3 月31日
30714 01388	株式会社結ゆい	ヘルパーステーション結 和歌山県海南市藤白142 番地5	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年3 月31日

(令和4年4月15日揭示済)

## 和歌山市告示第166号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91222	フォレスト株式会社	クラシア訪問看護ステーション 和歌山市紀三井寺661-8 アバ ンセβ101号室	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年 4月1日
30601 91230	株式会社アンジュ ール	アンジュールメディカルケア 和歌山市和歌浦南3丁目1番17号	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年 4月1日
30701 14115	一般社団法人幹	ヘルパーステーション幹はうす 和歌山市冬野703-9	訪問介護	令和4年 4月1日
30701 14123	株式会社結ゆい	ヘルパーステーション結 和歌山市冬野1415番地1	訪問介護	令和4年 4月1日
30601 91248	ONNコーポレー ション株式会社	訪問看護ステーションのぞみ 和歌山市駕町56	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年 4月1日
30701 14099	株式会社H a t s u m a r u	デイサービスi B U K i 和歌山市小雑賀696-1	通所介護	令和4年 4月1日
30701 14107	有限会社和歌山サ ンクリーン	居宅介護支援事業所さくら 和歌山市市小路30-1	居宅介護支援	令和4年 4月1日
30701 14131	株式会社トラスト マインド	トラストマインド和歌山 和歌山市島橋東ノ丁2-22	訪問介護	令和4年 4月1日

(令和4年4月15日揭示済)

## 和歌山市告示第167号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事	事業者の名称及び主たる事務所の所	事業所の名称及び所	サービスの種類	指定年
-------	------------------	-----------	---------	-----

業者番号	在地並びに代表者の氏名及び住所	在地		月日
30901 01571	株式会社ライフサポート 和歌山市六十谷414番地1号 シ ャルマンM202 北島良起 和歌山市栄谷958-67	ライフサポート 和歌山市六十谷41 4番地1号 シャル マンM202	定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	令和4 年4月 1日
30901 01589	株式会社そうわ 和歌山県岩出市今中25番地の6 塚本れい子 和歌山県岩出市今中25番地の6	そうわヘルスケア 和歌山市屋形町2丁 目7番地 西川ビル 1階	地域密着型通所介 護	令和4 年4月 1日

(令和4年4月15日掲示済)

## 和歌山市告示第168号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事 業者番号	事業者又は開設者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月 日
30701 14115	一般社団法人幹	ヘルパーステーション幹ほうす 和歌山市冬野703-9	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年 4月1日
30701 14123	株式会社結ゆい	ヘルパーステーション結 和歌山市冬野1415番地1	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年 4月1日
30901 01530	合同会社きずな	デイサービス絆 和歌山市井戸192-1	予防給付型通所サービス	令和4年 4月1日
30901 01589	株式会社そうわ	そうわヘルスケア 和歌山市屋形町2丁目7番地 西川ビル1階	予防給付型通所サービス	令和4年 4月1日
30718 00886	株式会社ソワン	ヘルパーステーションこもれび の里 和歌山県岩出市中島字古川7 18-3. 8. 9	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年 4月1日
30701 14131	株式会社トラスト マインド	トラストマインド和歌山 和歌山市島橋東ノ丁2-22	予防給付型訪問サービス	令和4年 4月1日

(令和4年4月15日掲示済)

## 和歌山市告示第169号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者から同法第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所 番号	事業所の 名称	事業所 の所在 地	指定に係る 種類	主たる対 象とする 障害種別	事業者の名 称	事業者の主 たる事務所 の所在地	指定年 月日	廃止年 月日
-----------	------------	-----------------	-------------	----------------------	------------	------------------------	-----------	-----------

3010123788	たいようの郷	和歌山市口須佐86-13	生活介護	特定なし	株式会社たいよう	和歌山市太田667番地1	令和4年1月1日	令和4年3月31日
3010123671	ヘルパーステーション蒲輪の里	和歌山市西浜1270-1	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	有限会社キシウラ	和歌山市内原1678番地51	令和3年9月1日	令和4年3月31日
3010101669	ホームヘルパー雪うさぎ	和歌山市和佐関戸228-1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	特定なし	株式会社雪うさぎ	和歌山市和佐関戸228-1	平成25年4月1日	令和4年3月31日
3010123663	リハビリ特化型デイサービス蒲輪の里	和歌山市西浜1270-1	生活介護	特定なし	有限会社キシウラ	和歌山市内原1678番地51	令和3年9月1日	令和4年3月31日
3010100547	琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	生活介護	身体障害者（肢体不自由）	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	平成24年3月1日	令和4年3月31日
3010100547	琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	短期入所	身体障害者（肢体不自由）	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	平成18年10月1日	令和4年3月31日
3010120792	多機能型事業所めばえ	和歌山市塩屋3-6-2	自立訓練（生活訓練）	知的障害者、精神障害者	医療法人宮本病院	和歌山市塩屋3-6-1	平成29年4月1日	令和4年3月31日

(令和4年4月15日掲示済)

## 和歌山市告示第170号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害者支援施設から同法第47条の規定による指定を辞退する届出があったので、同法第51条第3号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	辞退年月日
301010054	琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	施設入所支援	身体障害者（肢体不自由）	社会福祉法人琴の浦リハビリテーションセンター	和歌山市毛見1451番地	平成24年3月1日	令和4年3月31日

7	センター				ー			
---	------	--	--	--	---	--	--	--

(令和4年4月15日揭示済)

## 和歌山市告示第171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010123861	ウェルビー和歌山市駅前センター	和歌山市東蔵前丁4番地ファーストビル7階	就労移行支援	身体障害者（内部障害）、知的障害者、精神障害者、難病等対象者	ウェルビー株式会社	東京都中央区銀座2丁目3番6号	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3020123414	グループホームとわ	和歌山市雄松町五丁目1番1号	共同生活援助	特定なし	有限会社三葉	和歌山市今福3丁目1番27号	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3010123879	デイサービスiB UKi	和歌山市小雑賀696-1	生活介護	特定なし	株式会社Hatsumu	和歌山市小雑賀696番地1	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3010123887	トラストマインド和歌山	和歌山市島橋東ノ丁2-22	居宅介護	特定なし	株式会社トラストマインド	大阪府大阪市平野区加美鞍作2-16-18	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3010123903	ハレルヤ	和歌山市新塚丁12番地	自立訓練（生活訓練）	知的障害者、精神障害者	一般社団法人日和	和歌山市直川1187番地	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3010123796	ヘルパーステーションLilac	和歌山市冬野1381番地9	行動援助	知的障害者、精神障害者	Lilac合同会社	和歌山市冬野1381番地9	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3010123895	ヘルパーステーション幹はうす	和歌山市冬野703-9	居宅介護、重度訪問介護	特定なし	一般社団法人幹	紀の川市貴志川町長原528番地7	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3020123422	野のはなの家4号館	和歌山市弘西620-13	共同生活援助	特定なし	社会福祉法人野のはな	阪南市和泉鳥取950番地7	令和4年4月1日	令和10年3月31日

(令和4年4月15日揭示済)



## 和歌山市告示第172号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3050101173	あんさんぶる	和歌山市 新中通4 丁目7	児童発達支援、放課後等デイサービス	株式会社きのくにサポートデイリーライフ	海南市重根12 97番地9	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3050101124	幹はうす松江	和歌山市 松江北1 丁目3-7	放課後等デイサービス	一般社団法人幹	和歌山県紀の川市貴志川町長原528番地7	令和4年4月1日	令和10年3月31日
3050101116	指定多機能型事業所パレット	和歌山市 北島40 4-40	児童発達支援	特定非営利活動法人ふれ愛たび俱樂部	和歌山市九番丁4-1 ラウムズ和歌山九番丁305号	令和4年4月1日	令和10年3月31日

（令和4年4月15日揭示済）

## 和歌山市告示第173号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和4年4月15日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 事業計画が定められた年月日 令和4年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称 和歌山市
- 3 調査地域 西浜の一部  
北出島の一部  
府中の一部  
狐島の一部  
加太の一部  
善明寺の一部  
園部の一部  
内原の一部  
中之島の一部  
黒田の一部  
納定の一部  
南出島の一部  
吉礼の一部  
雑賀崎の一部  
島橋東ノ丁の一部  
野崎の一部  
北新元金屋丁の一部

西仲間町2丁目の一部  
 東仲間町2丁目の一部  
 北新1丁目  
 北新2丁目  
 北新七軒丁  
 北新博労町

4 調査期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月15日揭示済)

**【 公 告 】**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年4月4日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市栗栖字徳井59番3、59番4の一部	和歌山市布施屋729番地12 リエーヴルⅡ202 南 拓弥

(令和4年4月4日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年4月5日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市神前字馬乗免539番1、539番5、539番8、539番9、542番2、542番4、542番5、542番6、543番1、543番3、里道、水路	和歌山市十一番丁10番地Jamビル 株式会社アクティブマドリード 代表取締役 依岡善明

(令和4年4月5日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年4月6日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市森小手穂字前之坪773番2の一部、773番5、775番2、775番5、777番2、777番4、778番2の一部、778番4の一部、778番5の一部、里道、水路	和歌山市黒田1丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東 行男

(令和4年4月5日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年4月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長

指定番号			総延長
令和4年4月6日 和建指第2684号	和歌山市船所字新 田198番1の一 部、235番2	和歌山市餌差町1丁目36番地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林 裕介	6.00m×72.99m 72.99m

(令和4年4月8日揭示済)

次の自動車臨時運行許可番号標は失効したので、和歌山市自動車臨時運行許可条例第6条の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

和歌山市長 尾花正啓

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
和歌山30-18和歌山	令和4年4月11日
和歌山29-36和歌山	令和4年4月11日
和歌山29-54和歌山	令和4年4月11日
和歌山28-41和歌山	令和4年4月11日
和歌山29-76和歌山	令和4年4月11日
和歌山28-89和歌山	令和4年4月11日
和歌山01-90和歌山	令和4年4月11日
和歌山30-23和歌山	令和4年4月11日

(令和4年4月11日揭示済)

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和4年4月11日

和歌山市長 尾花正啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市小倉字松裏614番3	和歌山市小倉114番地4 シャン・ノールXIII203号 西脇佑一 和歌山市小倉114番地4 シャン・ノールXIII203号 西脇彩加

(令和4年4月11日揭示済)

## 【 選挙管理委員会告示 】

### 和歌山市選挙管理委員会告示第9号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年4月8日

和歌山市選挙管理委員会  
委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年4月15日（金）午前10時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地  
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
  - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
  - (2) 在外選挙人名簿に登録するについて

- (3) 和歌山市長選挙における投票用封筒等の様式を定めるについて
- (4) 和歌山市長選挙における投票用封筒等に押すべき印について

(令和4年4月8日揭示済)

## 【 教育委員会告示 】

### 和歌山市教育委員会告示第6号

和歌山市教育委員会定例会を次のとおり開催することとし、招集したので告示する。

令和4年4月8日

和歌山市教育委員会  
教育長 阿形博司

- 1 日時 令和4年4月13日（水） 午後1時30分から
- 2 場所 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所11階 教育委員室
- 3 事案
  - (1) 令和4年度和歌山市教育委員会客員指導主事について
  - (2) 令和5年度に和歌山市立和歌山高等学校で使用する教科用図書の採択について
  - (3) その他

(令和4年4月8日揭示済)

## 【 農業委員会公告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年4月8日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績

- 1 開催日時  
令和4年4月11日 13時00分
- 2 開催場所  
和歌山市農業委員会事務局会議室
- 3 審議案件
  - (1) 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
  - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (4) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - (5) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - (6) 農用地利用集積計画について
  - (7) 非農地通知について

(令和4年4月8日揭示済)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年4月11日

和歌山市農業委員会  
会長 谷河 績  
(令和4年4月11日揭示済)

## 【 企 業 局 告 示 】

### 和歌山市企業局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和4年4月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山県田辺市新万23番25号 有限会社ワケン住設 代表取締役 那須輝希	有限会社ワケン住設	和歌山県田辺市新万23番25号	令和4年9月30日	第448号

(令和4年4月8日揭示済)

### 和歌山市企業局告示第13号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第3号の規定により告示する。

令和4年4月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典 男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
大阪府岸和田市下松町3丁目7番43号 株式会社星和エンジニアリング 代表取締役 初川雅典	株式会社星和エンジニアリング	大阪府岸和田市下松町3丁目7番43号	令和4年3月28日	第584号

(令和4年4月8日揭示済)